

令和2年4月22日

各 位

ひたちなか市幼児保育課

### 新型コロナウイルス感染症防止対策に係る対応について（通知）（第2報）

新型コロナウイルス感染症防止対策に係る保護者の育児休業からの復帰等については、令和2年4月13日付通知でお知らせしたところですが、保育所の利用自粛のお願いに伴い、下記のとおり取扱いを変更することとしますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

#### 記

1 対象者 ひたちなか市の認可保育所（園）に就労理由で入所中のひたちなか市在住の保護者（現在育児休業中または復帰予定を含む）

#### 2 対応

##### （1）育児休業の復帰について

通常育児休業復帰を理由として保育所（園）に入所した場合、翌月15日までに復帰することを条件としていますが、令和2年4月に入所した児童の保護者のうち、新型コロナウイルス感染症防止のために育児休業を延長する場合は5月末日まで認めることとします。

また、期間中であれば、市役所から延長に伴う書類の追加提出は求めません。

→延長期間を6月15日まで認めることとします。

##### （2）就労先が休業になった場合について

新型コロナウイルス感染症の影響で就労先が休業になった、または在宅就労となった場合については、長期間（1か月以上）欠席しても退所勧告の対象とはいたしません。

なお、退職した場合は通常通り求職活動期間として、2か月間の継続在園が可能です。

→求職活動期間の対応について、下記のとおりご案内します。

##### （3）保育所を利用中で、求職活動を行っている場合について

求職活動認定の期間は通知しているとおりです。締切期間までに就労証明書を提出できない場合は締切日がある月の月末をもって退所となります。再度認可保育所の利用を希望する場合は、入所希望月の受付期間に入所申込みを行い、入所審査を受ける必要があります。

#### 3 留意点

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として市役所から欠席を要請、または保育所（園）が休園する場合を除き、個々人の都合による欠席については、保育料の日割り計算はいたしません。

→別途ご連絡しております自粛要請期間については、自粛した日数に応じて日割り計算となります。